

⚠️ご注意ください！

(令和6年9月時点)

令和6年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても
カンタン！

訪問看護を利用する際は マイナンバーカード をご利用ください

1 同意の確認

診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

全ての項目に同意する	
同意項目については、以下の項目をご確認ください。	
手術情報の提供	限度額情報の提供
☐ 同意する ☐ 同意しない	☐ 同意する ☐ 同意しない
薬剤情報の提供	特定実効療養受療証情報の提供
☐ 同意する ☐ 同意しない	☐ 同意する ☐ 同意しない
特定健診等情報の提供	
☐ 同意する ☐ 同意しない	
全ての項目に同意する	
同意内容を確認する	

2 本人確認

4ケタの暗証番号を入力してください。

暗証番号

暗証番号を入力してください

●	●	●	●
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	
0	キャンセル		



3 資格確認

マイナンバーカードを
読み取らせてください。



4 確認完了



カードをご利用ください



マイナンバーカードを保険証として利用する（マイナ保険証）
ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
※職員端末でも登録可能です。
登録後、必ずログアウトしてください
- ② 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、**最長1年間(令和7年12月1日まで)**使用可能です。
- 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、**お手元にある保険証が使えなくなる前に**、申請いただくことなく「**資格確認書**」が交付され、引き続き、**医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。**
- マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認**の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

